

議案第76号

三朝町営国民宿舎ブランナールみささ館長の給料の特例に関する条例及び三朝町特別職の職員で常勤のもの等の給与の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町営国民宿舎ブランナールみささ館長の給料の特例に関する条例及び三朝町特別職の職員で常勤のもの等の給与の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成15年9月24日

三朝町長 吉田 秀 光

平成15年9月24日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町営国民宿舎ブランナールみささ館長の給料の特例に関する条例及び三朝町特別職の職員で常勤のもの等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

（三朝町営国民宿舎ブランナールみささ館長の給料の特例に関する条例の一部改正）

第1条 三朝町営国民宿舎ブランナールみささ館長の給料の特例に関する条例（平成14年三朝町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>三朝町営国民宿舎ブランナールみささ館長の<u>給与の特例</u>に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、三朝町営国民宿舎ブランナールみささ館長(以下「館長」という。)の<u>給与の特例</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(館長の給与の額の特例)</p> <p>第2条 <u>平成15年10月1日から平成16年9月30日までの間(以下「特例期間」という。)</u>における館長の給与月額は、<u>三朝町営国民宿舎ブランナールみささ館長の給与及び旅費に関する条例(平成14年三朝町条例第22号。以下「館長給与条例」という。)</u>第3条の規定にかかわらず、<u>同条の規定により定められた額から当該額に100分の30を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条の規定により定められた額とする。</u></p> <p>2 <u>特例期間における館長の期末手当の額は、館長給与条例第4条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の30を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成14年4月1日から施行する。</p>	<p>三朝町営国民宿舎ブランナールみささ館長の<u>給料の特例</u>に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、三朝町営国民宿舎ブランナールみささ館長(以下「館長」という。)の<u>給料の特例</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(館長の給料の減額)</p> <p>第2条 <u>三朝町営国民宿舎ブランナールみささ館長の給与及び旅費に関する条例(平成14年三朝町条例第22号)第3条の規定にかかわらず、平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間、館長に対しては、給料として、同条に規定する月額から当該月額の100分の5に相当する額を減じて得た額を支給する。</u></p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 <u>この条例は、平成16年3月31日限り、その効力を失う。</u></p>

(三朝町特別職の職員で常勤のもの等の給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 三朝町特別職の職員で常勤のもの等の給与の特例に関する条例(平成14年三朝町条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項が存在しない場合には、当該移動条項(以下「削除条項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除条項を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない部分には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、三朝町特別職の職員で常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)及び三朝町教育委員会の教育長(以下「教育長」という。)の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条及び第3条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、三朝町特別職の職員で常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)、<u>三朝町教育委員会の教育長(以下「教育長」という。)</u>及び<u>三朝町営国民宿舎ブランナルみささ館長(以下「館長」という。)</u>の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条及び第3条 略 (<u>館長の給与の額の特例</u>)</p> <p>第4条 <u>特例期間における館長の給料月額</u>は、<u>三朝町営国民宿舎ブランナルみささ館長の給与及び旅費に関する条例(平成14年三朝町条例第22号。以下「館長給与条例」という。)</u><u>第3条及び三朝町営国民宿舎ブランナルみささ館長の給料の特例に関する条例(平成14年三朝町条例第23号。以下「館長給与の特例条例」という。)</u>第2条の規定にかかわらず、<u>館長給与条例第3条の規定により定められた額から当該額に100分の8を乗じて得た額を減じた額とする。</u>ただし、<u>期末手当又は退職手当の額</u></p>

(五) 第 1 項の規定による給料月額は、同条の規定により定められた額とする。

の算出の基礎となる給料月額は、同条の規定により定められた額とする。

2 特例期間における館長の期末手当の額は、館長給与条例第 4 条及び館長給与の特例条例第 2 条の規定にかかわらず、館長給与条例第 4 条に定める額から当該額に 100 分の 8 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

前 五 条	前 五 条
<p>(官職)</p> <p>の職階は、同条の規定による。</p> <p>（注）</p> <p>この条例は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。</p>	<p>(官職)</p> <p>の職階は、同条の規定による。</p> <p>（注）</p> <p>この条例は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。</p>